6. その他河川整備を行うために必要な事項 ~連携と協働、情報の共有化、社会環境の変化への対応~

1 6. その他河川整備を行うために必要な事項

- 2 本計画は、吉井川水系における国管理区間を対象とするものですが、河川の成り立ち
- 3 や、その役割・特性を考慮し、流域一体となった河川管理への取組が重要であると考え
- 4 ます。
- 5 このため、河川管理者をはじめ、地域住民や関係自治体、関係機関・団体等と、より
- 6 一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。
- 7 また、今後の少子高齢化・過疎化等の地域特性、維持管理費の増大等を見据え、「自
- 8 助・共助・公助」の精神のもと、地域との適切な役割分担による総合的な河川の管理に
- 9 努めます。

10

11 6.1 連携と協働

- 12 吉井川がより多くの人々に親しんでもらえるよう、地域と連携・協働して川づくりを
- 13 行います。このため、河川管理者、関係機関、NPO、地域住民等が、それぞれの役割を
- 14 十分理解しつつ、互いに連携しあい川づくりを進めていくことが必要です。
- 15 今後も地域への広報活動に努めるほか、清掃活動、公募による樹木伐採、河川サポー
- 16 ター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら河川の管理に取り組み
- 17 ます。

18

19 6.2 情報の共有化

- 20 河川整備及び管理において連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関わ
- 21 る情報を地域と共有化することが重要です。
- **22** そのため、ホームページをはじめとするインターネット環境やラジオ等を活用して、
- 23 吉井川の河川整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状等に関する情報を広く共有す
- 24 るとともに、意見交換の場を設ける等、関係機関や地域住民等との双方向コミュニケー
- 25 ションを推進します。
- 26 そのほかにも、大規模な自然災害が発生した際には、関係自治体へ整備局職員を派遣
- 27 し、災害に関する情報、資料の収集や提供等の支援を行います。

28

29 6.3 社会環境の変化への対応

- 30 吉井川の河川空間は地域の重要な社会基盤の一つとして、さらに多様な機能が求めら
- 31 れます。
- 32 本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、吉井
- 33 川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対
- 34 応できるよう、地域と連携した組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、本計画自
- 35 体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。